

平成十六年政令第二号

独立行政法人日本学生支援機構法施行令
内閣は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第三項から第五項まで、第十五条、第十六条、第十九条第七項及び第二十七条並びに附則第二条、第八条第一項及び第二項、同条第四項（附則第十条第六項において準用する場合を含む。）、第九条、第十条第三項及び第七項、第十二条並びに第二十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（第一種学資貸与金の額）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

		大学		区分
私立の大学		地方公共団体、国立大学	法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいわゆる以下同じ。）又は公	
とき	学外自宅の通宅	とき	自宅の通宅	月額
○ ○ 四 ○ ○ ○	円 四 ○ ○ ○	○ ○ 四 ○ ○ ○	円 一 ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ 円 ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ 五 ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ 又 ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

		専門学校		大学院		短期大学	
学校		専門機関	高等専門学校	博士課程	修士課程及び専門職大学院	大学院の	修士課程
第四学年及 び第五学年	第五学年	第一学年から第三学年まで	第一学年から第三学年まで	第一学年から第三学年まで	第一学年から第三学年まで	第一学年から第三学年まで	第一学年から第三学年まで
外自通宅	とき	とき	とき	とき	とき	とき	とき
○ ○ 二 ○ ○ ○	円 は四 ○ ○ ○	円 二 ○ 一 ○ ○	円 一 ○ ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	円 八 ○ ○ ○ ○ ○	円 五 ○ ○ ○ ○ ○	円 二 ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ 円 ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ 三 ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ 又 ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

		専修学校		私立の専修学校	
学校		国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいわゆる以下同じ。）又は公	専修学校	第一学年から第三学年まで	第一学年から第三学年まで
第四学年及 び第五学年	第五学年	第一学年から第三学年まで	第一学年から第三学年まで	第一学年から第三学年まで	第一学年から第三学年まで
外自通宅	とき	とき	とき	とき	とき
○ ○ 二 ○ ○ ○	円 は四 ○ ○ ○	円 二 ○ 一 ○ ○	円 一 ○ ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	円 五 ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ 円 ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	円 二 ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ 三 ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	円 一 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ 又 ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	円 一 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

		私立の専修学校		私立の専修学校	
学校		外自通宅	自宅の通宅	外自通宅	自宅の通宅
第四学年及 び第五学年	第五学年	第一学年から第三学年まで	第一学年から第三学年まで	第一学年から第三学年まで	第一学年から第三学年まで
外自通宅	とき	とき	とき	とき	とき
○ ○ 二 ○ ○ ○	円 は四 ○ ○ ○	円 二 ○ 一 ○ ○	円 一 ○ ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	円 五 ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ 円 ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	円 二 ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ 三 ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	円 一 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ 又 ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	円 一 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

備考

一 「大学」には、別科（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とするもので文部科学省令で定めるもの（次号において「特定別科」という。）を除く。）を含まない（第六条及び第八条の二を除き、以下同じ。）。

二 「学部」には、専攻科及び特定別科を含む（第四学年及び第五学年）には、専攻科を含む（第八条の二第一項第一号の表を除き、以下同じ）。

三 「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。

四 「第四学年及び第五学年」には、専攻科を含む（第八条の二第一項第一号の表を除き、以下同じ）。

五 「自宅外通学のとき」とは、その者の生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう（第八条の二第一項第一号の表において同じ。）。

六 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう（第八条の二第一項第一号の表において同じ。）。

C 第一項の場合にあつては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択した額、前項の場合にあつては同項の表の備考に規定するAの額

D 第一項の場合にあつては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択した額に、前項の場合にあつては同項の表の中欄に掲げる機構の定める額(その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択した額)に、それぞれ貸与を受ける学生又は生徒がこの項の規定により選択した額を加えた額

r 年三パーセントを超える利率で機構の定める利率に相当する数(第一種学資貸与金に併せて貸与する第二種学資貸与金の額及び利率)

第三条 法第十四条第五項の規定により第一種学資貸与金に併せて貸与する第二種学資貸与金については、月額第二種学資貸与金(貸与対象校に在学する者に対し、機構の定める期間において毎月貸与する第二種学資貸与金)をいう。次項において同じ。又は一時金額第二種学資貸与金(貸与対象校に入学した者に対しそのままの額として貸与する第二種学資貸与金をいう。第三項において同じ)。うち、貸与を受ける学生又は生徒が機構の定めるところにより選択するずれか一の第二種学資貸与金とする。

3 月額第二種学資貸与金の額及び利率については、前条の規定の例による。

4 月額第二種学資貸与金の額は、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円又は五〇〇、〇〇〇円(貸与を受ける学生又は生徒が当該入学をした月に当該留学をした場合においては、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円、五〇〇、〇〇〇円、六〇〇、〇〇〇円、七〇〇、〇〇〇円、八〇〇、〇〇〇円、九〇〇、〇〇〇円又は一、〇〇〇、〇〇〇円)のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とし、その利率は、年三パーセントを超える利率で機構の定める利率とする。

(第二種学資貸与金の特例)

第四条 前二条の規定にかかわらず、第二種学資貸与金は、その貸与を受けている間並びに法第十五条第二項の規定によりその返還の期限を猶予される場合における同項及び第六条に規定する事由がある間は無利息とする。

2 次条第四項の規定による学資貸与金の返還の期限及び返還の方法の変更が行われる場合は、当該変更の時以後の期間に係る第二種学資貸与金の利率は、前二条の規定にかかわらず、そのうち学生又は生徒が選択した額に、前項の場合にあつては同項の表の中欄に掲げる機構の定める額(その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択した額)に、それぞれ貸与を受ける学生又は生徒がこの項の規定により選択した額を加えた額

第五条 法第十四条第一項の学資貸与金(以下単に「学資貸与金」という。)の返還の期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して六年を経過した日(第三項において「六月経過日」という。)以後二十年以内で機構の定める期日とし、その返還は、年賦、半年賦、月賦その他(機構の定める割賦の方法によるものとする)ただし、学資貸与金の貸与を受けた者は、いつでも繰上返還をすることができる。

2 第二種学資貸与金についての前項の規定による年賦、半年賦、月賦その他の割賦による返還は、元利均等返還の方法によるものとする。

3 機構が、第一種学資貸与金の貸与を受けた者について、その者の所得が少ない場合においても学資貸与金の継続的な返還を可能とするため、文部科学大臣の認可を受けて機構の定めるところによりその者の所得を基礎として算定される額を割賦金の額とする方法により当該第一種学資貸与金を返還させる場合には、その返還の期限は、第一項の規定にかかわらず、六月経過日以後二十一年以内とする必要はない。この場合において、その返還の期限は、六月経過日以後の日であって、文部科学大臣の認可を受け機構の定める日とする。

4 機構が、災害、傷病その他の文部科学大臣の認めるやむを得ない事由により学資貸与金を返還することが困難となつた者について、文部科学大臣の認可を受けて定める基準に従つて、割賦金の返還の期限及び支払回数の変更その他の学資貸与金の返還の方法の変更を行う場合(前項に規定する場合を除く。)には、「第一項中「二十年」とあるのは、「文部科学大臣の認可を受けて機構の定める二十年以上の期間」とし、第二項の規定は、適用しない。

5 学資貸与金の貸与を受けた者が、支払能力があるにもかかわらず、文部科学大臣の認可を受けたと認められるときは、前各項の規定にかかわらず、その者は、機構の請求に基づき、その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。

(学資貸与金の返還の期限等)

第六条 法第十五条第二項の政令で定める事由は、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に在学することとその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があることとする。

2 大臣の認可を受けて機構の定めるところにより算定した利率とする。

3 (学資貸与金の返還の期限等)

第七条 死亡した者は又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した者については、その学資貸与金の返還未済額の一部の返還を免除することができる。

2 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者については、その学資貸与金の返還未済額の一部の返還を免除することができることができる。

3 機構は、前二項の規定による学資貸与金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 (特に優れた業績による学資貸与金の返還免除)

3 機構は、前二項の規定による学資貸与金の返還を受けた学生であつて、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了の時ににおいて、その学資貸与金の返還を免除することができる。

2 (第八条)

3 大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生であつて、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了の時ににおいて、その学資貸与金の返還を免除することができる。

2 全部又は一部の返還を免除することができる。

3 前項の認定は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生のうち、当該大学院を置く大学の学長が学内選考委員会(機構に対し同項の認定を受ける候補者として推薦すべき者)の選考に関する事項を調査審議する機関として文部科学省令で定めるところにより当該大学に設置されるものをいう。の議に基づき推薦する者その他文部科学省令で定める者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行うものとする。

3 機構は、前項に規定するもののほか、第一項の規定による学資貸与金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならぬ。

(学資支給金の額)

3 受ける者(以下「支給対象者」という。)に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合は、これを百円に切り上げた額)とする。

1 一一〇〇円未満 次の表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

区分	大学									
	地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学	自宅通学のとき	自宅外通学のとき							
校学修	校学門専高等									
国、地方公共団体、独立行政法人、独立行政法人による専修学校	私立の高等学校	公立の高等学校	私立の専門学校	公立の専門学校	私立の専門学校	公立の専門学校	私立の専門学校	公立の専門学校	私立の専門学校	公立の専門学校
自宅と学外	自宅と学外	自宅と学外	自宅と学外	自宅と学外	自宅と学外	自宅と学外	自宅と学外	自宅と学外	自宅と学外	自宅と学外
○円	六七〇	○円	二九、三〇	四三、七〇	二六、七〇	三四、二〇	一七、五〇	七五、八〇	三八、三〇	二九、二〇

		私立の専修		自宅通学のとき		三八、〇〇円	
		自宅外	自宅内	七五、八〇円	七五、八〇円	七五、八〇円	七五、八〇円
大学	区分						
地方公共団体、国立	大学法人又は公立する大学	月額	三三、三〇〇円				

		高等専門学校		私立の高等専門学校		私立の大学	
		独立行政法人、国	地方公共団体、独立行政法人が設置する高等専門学校	独立行政法人又は地方独立行政法人が設置する専修学校	私立の専修学校	四二、五〇〇円	四二、五〇〇円
大学	区分						
地方公共団体、国立	大学法人又は公立する大学	月額	三三、三〇〇円				

1	「大学」には、専攻科（支援法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科を除く。）及び別科を含まない（以下この条において同じ。）。
2	「第四学年及び第五学年」には、支援法第二条第二項に規定する高等専門学校の専攻科を含む。
3	二一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 前号に定める額に三分の一を乗じた額
4	三二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 第一号に定める額に三分の一を乗じた額
5	支給対象者のうち、その者の生計維持者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている者又は満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第六十六号）第二十七一条第一項の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者若しくは同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であつて、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められるものに対する学資支給金の月額については、前項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる額（昭和二十二年法律第六十六号）第二〇〇円未満次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に三分の一を乗じた額を合算した額をいう。ただし、支給対象者は又はその生計維持者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課すことができない者である場合には、零とする）を合算した額をいう。ただし、支給対象者又はその生計維持者が学資支給金が支給される月の属する年度（当該月が四月から五月までの月であるときは、その前年度。以下

6	この項において「学資支給金支給年度」といふ。分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難い場合として文部科学省令で定める場合については、文部科学省令で定めることにより算定した額とする。
7	学資支給金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百二十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第二項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の第二五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第六百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第八項第四号（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百四十四条第八項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられる場合に適用がある場合）の適用後（昭和三十七年法律第六百四十四号）第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金その他の法令に基づく大学等（大学、高等専門学校又は専修学校をいう。次条において同じ。）の学資に係る給付等であつて学資支給金の額を調整する必要があるものとて文部科学省令で定めるものを受けた場合における当該支給対象者に対する学資支給金の額については、前各項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される学資支給金の額を限度として文部科学省令で定める額とする。（学資支給金の支給の期間）
8	第八条の三 機構は、次の各号に掲げる者に該当する支給対象者に対して、当該各号に定める月数を限度として、学資支給金の支給を行うものとする。

一 過去に学資支給金の支給を受けたことがない者 当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（支援法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二十四月を超える場合には、二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するためには四十八月を超える場合には、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数と同じ）

二 過去に学資支給金の支給を受けたことがあらる者のうち学校教育法第百八条第九項、第一百二十二条又は第百三十二条の規定により編入学した者その他の文部科学省令で定める者当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（当該月数と当該支給対象者が過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数（以下この号において「過去支給期間月数」という。）とを合算した月数が七十二月を超える場合には、七十二月から当該過去支給期間月数を控除了した月数）

（文部科学省令への委任）

第九条 日本学生支援債券は、無記名利札付きとする。

（日本学生支援債券の発行の方法）

第十一条 日本学生支援債券の発行は、募集の方法による。

（日本学生支援債券の形式）

第十二条 日本学生支援債券は、無記名利札付きと

（日本学生支援債券の支給に必要な事項は、文部科学省令で定める。）

第十三条 日本学生支援債券の募集に応じようとする者は、日本学生支援債券申込証に、その引き受けようとする日本学生支援債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

（日本学生支援債券申込証）

第十四条 日本学生支援債券の総額が日本学生支援債券の総額に達しないときでも、日本学生支援債券を成立させる旨を日本学生支援債券申込証に記載したときは、その応募総額をもつて日本学生支援債券の総額とする。

（日本学生支援債券の払込み）

第十五条 機構は、前条の払込みがあつたときは、機構は、遲滞なく、各日本学生支援債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

（日本学生支援債券の発行）

第十六条 機構は、主たる事務所に日本学生支援債券原簿を備えて置かなければならない。

（日本学生支援債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。）

該日本学生支援債券の振替を行うための口座（同条第一項において「振替口座」という。）を日本学生支援債券申込証に記載しなければならない。

これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 日本学生支援債券の名称

二 日本学生支援債券の総額

三 各日本学生支援債券の金額

四 日本学生支援債券の利率

五 日本学生支援債券の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 日本学生支援債券の発行の価額

八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十 応募額が日本学生支援債券の総額を超える場合の措置

十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

十二 応募額が日本学生支援債券の引受け

第十二条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が日本学生支援債券を引き受ける場合又は日本学生支援債券の募集の委託を受けた会社が自ら日本学生支援債券を引き受ける場合におけるその引き受ける部分については、適用しない。

第十三条 前項の場合において、振替日本学生支援債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替日本学生支援債券の募集の委託を受けた会社は、その受け取の際に、振替口座を機構に示さなければならぬ。

（日本学生支援債券の成立の特則）

第十四条 日本学生支援債券の応募総額が日本学生支援債券の総額に達しないときでも、日本学生支援債券を成立させる旨を日本学生支援債券申込証に記載したときは、その応募総額をもつて日本学生支援債券の総額とする。

（日本学生支援債券の払込み）

第十五条 日本学生支援債券の募集が完了したときは、機構は、遲滞なく、各日本学生支援債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

（日本学生支援債券申込証）

（次条第二項において「振替日本学生支援債券」という。）の規定がある日本学生支援債券の記載事項のほか、自己のために開設された当

い。ただし、日本学生支援債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

各債券には、第十三条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（日本学生支援債券原簿）

（第十六条 機構は、主たる事務所に日本学生支援債券原簿を備えて置かなければならない。）

（第十七条 債券の発行の年月日）

（第十八条 債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、債券の数及び番号））

（第十九条 第十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項）

（第二十条 元利金の支払に関する事項）

（第二十一条 第十二条第一項の規定による元利金の支払が欠けている場合）

（第二十二条 第二種学資貸与金の利率の特例）

（第二十三条 第二種学資貸与金に係る第二条及び第三条第三項の規定の適用については、当分の間、第二条第一項中「年三パーセント」とあるのは「年三パーセント」（法第十九条第一項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本学生支援債券の利率を加重平均する方法であつて文部科学省令で定めるものうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択した方法により算定した利率が年三パーセント未満の場合は、当該利率）と、同条第二項の表利率の欄中「3」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた前項に規定する利率」と、同条第三項に掲げる算式中「3」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた第一項に規定する利率（パーセント）に相当する数」と、同表備考中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた前項に規定する利率」と、同条第三項に掲げる算式中「3」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた第一項に規定する利率（パーセント）に相当する数」と、同項の備考第一項の規定により読み替えられた第一項に規定する利率（パーセント）と、第三条第三項中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた前項に規定する利率」とする。）

（第二十四条 機構は、法第十九条第一項の規定により日本学生支援債券の発行の認可を受けようとするときは、日本学生支援債券の募集日の二日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。）

（第二十五条 発行を必要とする理由）

（第二十六条 第十一条第三項第一号から第八号までに掲げる事項）

（第二十七条 日本学生支援債券の募集の方法）

（第二十八条 発行に要する費用の概算額）

（第二十九条 第二号に掲げるもののほか、日本学生支援債券に記載しようとする事項）

（第三十条 第二号に掲げる書類を添付しなければならない。）

（第三十一条 第三条第一項第一号から第八号までに掲げる事項）

（第三十二条 第二号に掲げる書類を添付しなければならない。）

（第三十三条 第二号に掲げる書類を添付しなければならない。）

（第三十四条 第二号に掲げる書類を添付しなければならない。）

（政府貸付金の償還免除）

（第十九条 法第二十二条第二項の規定による政府の機構に対する貸付金の償還の免除は、毎年度その前年度において機構が返還を免除した第一種学資貸与金の額に相当する額につき、償還期限の早い貸付金から順次行うものとする。）

（施行期日）

（第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条第一項及び第三項並びに第十三条から第二十九条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。）

（附則 第一項 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条第一項及び第三項並びに第十三条から第二十九条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。）

（第二項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第三項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第四項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第五項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第六項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第七項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第八項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第九項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第十項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第十一項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第十二項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第十三項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第十四項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第十五項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第十六項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第十七項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第十八項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第十九項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第二十項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第二十一項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第二十二項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第二十三項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第二十四項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第二十五項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第二十六項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第二十七項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第二十八項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第二十九項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第三十項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第三十一項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第三十二項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第三十三項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第三十四項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第三十五項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第三十六項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第三十七項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第三十八項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第三十九項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第四十項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第四十一項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第四十二項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第四十三項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第四十四項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第四十五項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第四十六項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第四十七項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第四十八項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第四十九項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第五十項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第五十一項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第五十二項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第五十三項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第五十四項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第五十五項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第五十六項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第五十七項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第五十八項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第五十九項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第六十項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第六十一項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第六十二項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第六十三項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第六十四項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第六十五項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第六十六項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第六十七項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第六十八項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第六十九項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第七十項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第七十一項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第七十二項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第七十三項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第七十四項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第七十五項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第七十六項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第七十七項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第七十八項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第七十九項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第八十項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第八十一項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第八十二項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第八十三項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第八十四項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第八十五項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第八十六項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第八十七項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第八十八項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第八十九項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第九十項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第九十一項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第九十二項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第九十三項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第九十四項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第九十五項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第九十六項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第九十七項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第九十八項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第九十九項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第一百項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第一百一項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第一百二項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第一百三項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

（第一百四項 第二項の規定により読み替えられた前項に規定する利率）

二 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第二条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第三条第一項の表及び第三条の三第一項に掲げる国立大学の内部組織のうち文部科学大臣が定めるもの

(機構の成立の時において承継される国の権利及び義務)

第四条 法附則第八条第一項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一 文部科学大臣の所管に属する物品のうち文部科学大臣が指定するものに関する権利及び義務

二 法第十三条第一項第二号、第八号及び第九号に規定する業務に関し国有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであつて、文部科学大臣が指定するもの

(国有する権利及び義務の承継の際出資があつたものとされる財産)

第五条 法附則第八条第二項の政令で定める財産は、前条第二号の規定により指定された権利に係る財産のうち文部科学大臣が指定するものとする。

(機構が承継する資産に係る評価委員の任命等)

第六条 法附則第八条第三項(法附則第十一条第六項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の評価委員は、次に掲げる者に文部科学大臣が任命する。

一 財務省の職員一人

二 文部科学省の職員一人

三 機構の役員(機構が成立するまでの間は、機構に係る独立行政法人通則法第十五条第一項の設立委員)一人

四 学識経験のある者二人

五 法附則第八条第三項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一一致によるものとする。

(国有財産の無償使用)

第七条 法附則第九条の規定により國が機構に無償で使用させることができる国有財産及び当該國有財産の使用に關し必要な手続は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

(國が承継する資産の範囲等)

第八条 法附則第十条第二項の規定により國が承継する資産は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

2 前項の規定により國が承継する資産は、一般会計に帰属する。

(日本育英会の解散の登記の嘱託等)

第九条 法附則第十条第一項の規定により日本育英会(以下「育英会」という。)が解散したときは、文部科学大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

(免除するものとする債権の額等)

第十条 法附則第十一条の規定により免除するものとする債権の額は、機構が育英会から承継する負債のうち法附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)以下「旧育英会法」という。)第二十二条第一項第一号に規定する業務に係るものとの金額から、機構が育英会から承継する資産のうち当該業務に係るものとの価額を差し引いた額の範囲内である。

文部科学大臣は、前項の規定により額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 法附則第十二条の規定による債権の免除は、第一項に規定する額につき、償還期限の早い貸付金から順次行うものとする。

(業務の特例に関する経過措置)

第十二条 法附則第十四条第一項の規定により機構が行う業務については、旧育英会法施行令(附則第十三条の規定による廃止前の日本育英会法施行令(昭和五十九年政令第一百五十三号)をいう。以下同じ。)第二条第一項(高等学校及び専修学校の高等課程に係る部分に限る。)第六条第一項及び第三項、第七条並びに第八条の規定は、附則第十三条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧育英会法施行令第二条第一項の表中「国立及び公立の高等学校」とあるのは、「地方公共団体及び国立大学法人法(平成十五年法律第百二号)第二条第一項に規定する国立大学法人が設置する高等学校」と、「国立及び公立の専修学校」とあるのは、「国」、「地方公共団体及び国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人が設置する専修学校」と、「旧育英会法施行令第六条第三項及び第八条第三項中「育英会」とあるのは、「独立行政法人日本学生支援機構」とする。

2 第五条第四項の規定は、機構が法附則第十四条第一項に規定する業務を行なう場合における同項に規定する第一種学資金の返還について準用する。この場合において、第五条第四項中「学資金の」とあるのは、「同項に規定する第一種学資金を」と、「学資貸与金の」とあるのは、「同項に規定する第一種学資金を」と、「第一項」とあるのは、「附則第十四条第一項」と、「機構の」とあるのは、「独立行政法人日本学生支援機構の」と、「第一項」と、「第二項の規定は、適用しない」とあるのは、「とする」と読み替えるものとする。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

(免除するものとする債権の額等)

第十一条 法附則第十一条の規定により免除するものとする債権の額は、機構が育英会から承継する負債のうち法附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)以下「旧育英会法」という。)第二十二条第一項第一号に規定する業務に係るものとの金額から、機構が育英会から承継する資産のうち当該業務に係るものとの価額を差し引いた額の範囲内である。

文部科学大臣は、前項の規定により額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 法附則第十二条の規定による債権の免除は、第一項に規定する額について回収される同項に規定する第一種学資金の額に相当する額について、平成十七年度以降に同項に規定する高等学校又は専修学校の高等課程に入学する者に学資の貸与を行う都道府県に対して、当該貸与に供する資金として支給するものとする。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置)

第十二条 機構の成立前に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十号)、第六条第一項及び第三項、第七条並びに第八条の規定は、附則第十三条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧育英会法施行令(昭和五十九年政令第一百五十三号)をいう。以下同じ。)第二条第一項(高等学校及び専修学校の高等課程に係る部分に限る。)第六条第一項及び第三項、第七条並びに第八条の規定は、附則第十三条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧育英会法施行令第二条第一項の表中「国立及び公立の高等学校」とあるのは、「地方公共団体及び国立大学法人法(平成十五年法律第百二号)第二条第一項に規定する国立大学法人が設置する高等学校」と、「国立及び公立の専修学校」とあるのは、「国」、「地方公共団体及び国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人が設置する専修学校」と、「旧育英会法施行令第六条第三項及び第八条第三項中「育英会」とあるのは、「独立行政法人日本学生支援機構」とする。

2 第五条第四項の規定は、法附則第十六条第一項の規定によりお従前の例によることとされるものとする。

(日本育英会法施行令の廃止)

第十三条 日本育英会法施行令は、廃止する。(従前の被貸与者に関する経過措置)

第十四条 第四条第二項及び第五条第四項の規定は、法附則第十六条第一項の規定によりお従前の例によることとされる貸与金の返還(旧育英会法第二十二条第一項に規定する学資金に係るものに限る。)について準用する。この場合において、第四条第二項中「学資貸与金の返還」とあるのは、「法附則第十三条の規定による廃止前の日本育英会法施行令(昭和五十九年政令第二百五十三号)第六条第一項」と、「機構の」とあるのは、「独立行政法人日本学生支援機構の」と、「第一項」と、「第二項の規定は、適用しない」とあるのは、「とする」と読み替えるものとする。

2 第五条第四項中「学資貸与金を」とあるのは、「同項に規定する第一種学資金を」と、「学資貸与金」と、「前二条」とあるのは、「法附則第十四条第三項の規定により読み替えられた法第二十二条第一項」と、「第一種学資貸与金」とあるのは、「第一種学資貸与金を」とあるのは、「法附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を」と、「前二条」とあるのは、「法附則第十四条第三項の規定により読み替えられた法第二十二条第一項」と、「第一種学資貸与金を」とあるのは、「第一種学資貸与金を」とあるのは、「法附則第十四条第一項」と、「第一項」とあるのは、「独立行政法人日本学生支援機構の」と、「第一項」と、「第二項」とあるのは、「同条第二項」と読み替えるものとする。

2 第五条第四項の規定は、法附則第十六条第一項の規定によりお従前の例によることとされる貸与金の返還(旧育英会法による改正前の日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条第四項中「学資貸与金を」とあるのと、第五条第四項中「学資貸与金を」とあるのは、「法附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)による改正前の日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条第一項第一号の規定による貸与金を」と、「学資貸与金の」とあるのは、「同号の規定による貸与金の」と、「第一項」とあるのは、「法附則第十六条第一項の規定によりお従前の例によることとされる場合における附則第十一条の規定による廃止前の日本育英会法施行令(昭和五十九年政令第二百五十三号)によ

る改正前の日本育英会法施行令（昭和十九年勅令第二百七十一号）第十五条第一項」と、「文部科学大臣の認可を受けて機構の定める三十年以上の期間」とし、第二項の規定は、適用しない」とあるのは、「文部科学大臣ノ認可ヲ受ケテ独立行政法人日本学生支援機構ノ定ムル二十年以上ノ期間」とする」と読み替えるものとする。

（日本育英会債券原簿等に係る経過措置）
第十九条の規定は、法附則第十六条第二項の規定による政府の機構に対する貸付金の償還の免除について準用する。

第十五条 育英会が旧育英会法第三十二条第一項

の規定により発行した日本育英会債券に係る日

本育英会債券原簿及び利札の取扱いについて、

は、附則第十三条の規定の施行後においても、

旧育英会法施行令第二十条及び第二十一条の規

定は、なおその効力を有する。この場合において、旧育英会法施行令第二十条第一項中「育英

会は、主たる事務所に」とあるのは「独立行政

法人日本学生支援機構は、独立行政法人日本学

生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附

則第十条第一項の規定による解散前の日本育

英会債券の償還及びその利息の支払を完了する

までの間、主たる事務所にその」と、同条第二

項第二号中「第十五条第三項第一号」とあるの

は「独立行政法人日本学生支援機構」とする。

附 則（平成一六年三月三一日政令第八四号）抄

（施行期日）この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

第一条 附 則（平成一七年三月三〇日政令第一二〇号）抄

（施行期日）この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）この政令の施行の日（以下「施行日」といふ。）前年の貸与契約による第一種学資金の月額については、なお従前の例による。

第二十九条

（証券市場整備法附則第三条の規定に

よる）

（独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一

部改正に伴う経過措置）

（日本学生支援債券原簿については、第五十六

条の規定による改正後の独立行政法人日本学生

支援機構法施行令第十六条第二項の規定にかか

わらず、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き大学、大学院（専門職大学院を除く。）の修士課程（博士課程のうち、修業課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。）若しくは博士課程（修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを除く。）、専門職大学院の課程、高等専門学校又は専修学校の専門課程（独立行政法人日本学生支援機構法施行令第一条第一項の表備考第五号に規定する専門課程に限る。）に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）に係る施

行日以後の貸与契約による当該在学中の第一種学資

金の月額については、なお従前の例による。

（施行期日）

（経過措置）

1 この政令は、平成二十年四月一日から施行す

る。

（施行期日）

（経過措置）

2 この政令の施行の日前の貸与契約による第一種学資

金の利率については、なお従前の例によ

る。

（施行期日）

（経過措置）

1 この政令は、平成十九年四月一日から施行す

る。

（施行期日）

（経過措置）

2 この政令の施行の日前の貸与契約による第一種学資

金の返還については、なお従前の例によ

る。

（施行期日）

（経過措置）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行す

る。

（施行期日）

（経過措置）

2 この政令の施行の日前の貸与契約による第一種学資

金の月額については、なお従前の例によ

る。

（施行期日）

（経過措置）

3 この政令の施行の日前の貸与契約による第一種学資

金の月額については、なお従前の例によ

る。

（施行期日）

（経過措置）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行す

る。

（施行期日）

（経過措置）

2 一部施行日前から引き続き大学、高等専門学

校又は専修学校に在学する者に係る一部施行日

以後の貸与契約による第一種学資貸与金の月額に

ついては、なお従前の例による。

貸与金の月額については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年三月三〇日政令第九〇号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日政令第五〇号）抄

（施行期日）
この政令は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和二年一一月二四日政令第三七五号）

（施行期日）
この政令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和四年八月三一日政令第二八四号）抄

（施行期日）
この政令は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法施行令第八条の二第四項の規定は、令和四年十月以後の月分の学資支給金の支給について適用し、同年九月以前の月分の学資支給金の支給については、なお従前の例による。